

2023年3月29日

団体年金事業部

特別法人税の課税停止措置の延長について ～2026年3月末まで課税が凍結されます～

2023年3月29日、特別法人税（退職年金等積立金に対する法人税）の課税停止措置の延長規定が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律」が参議院本会議にて可決・成立しました。

これにより、2022年12月23日付で閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」に基づき、特別法人税の課税停止措置が2026年3月31日まで延長されることが法令上確定しましたので、ご報告いたします。

<所得税法等の一部を改正する法律案（抜粋）>

（租税特別措置法の一部改正）

第10条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部を次のように改正する。

（中略）第68条の5中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

<特別法人税の課税停止措置の沿革>

年 月 日	税制上の取扱い
1962（昭和37）年4月1日～1999（平成11）年3月31日	課税
1999（平成11）年4月1日～2001（平成13）年3月31日	課税停止措置の開始（2年間）
2001（平成13）年4月1日～2003（平成15）年3月31日	課税停止措置の延長（2年間）
2003（平成15）年4月1日～2005（平成17）年3月31日	課税停止措置の延長（2年間）
2005（平成17）年4月1日～2008（平成20）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2008（平成20）年4月1日～2011（平成23）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2011（平成23）年4月1日～2014（平成26）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2014（平成26）年4月1日～2017（平成29）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2017（平成29）年4月1日～2020（令和2）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2020（令和2）年4月1日～2023（令和5）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2023（令和5）年4月1日～2026（令和8）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）

【参考資料】

- ・所得税法等の一部を改正する法律案（財務省 Web サイト）

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/index.htm

- ・議案情報（参議院 Web サイト）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/211/gian.htm>